

ヒアリング対象者選定要領（案）

2011年6月8日

PT座長 小島敏郎

1. ヒアリングの目的

河口堰扉門開閉の弾力的な運用の技術的、社会的な課題、及び想定される運用によって生じる治水、利水、環境への影響、愛知県民及び名古屋市民の費用対効果その他について、広く意見を聴取する。

2. ヒアリング対象者の選定基準

(1) 1の目的に照らし、予備知識のない傍聴者にも理解できる説明能力を持ち、質問に対して自己の責任で回答できる立場の個人、組織の代表者、代弁者とする。

(2) ヒアリングでは、現地調査、既存の事例からの予想等、主張の根拠が明らかであり、第三者の検証が可能な意見を期待する。しかし、個人的な体験に基づく懸念、期待等の意見の表明を拒むものではない。

3. ヒアリング対象者の選定

1) ヒアリングの対象者は、PTが選定する。ただし、第1回のヒアリングの対象者は、長良川河口堰プロジェクトチームのメンバーの意見を聞いて、PT座長が愛知県知事及び名古屋市長の了承を得て選定する。

2) 選定した理由は、ヒアリングの冒頭にPT委員が述べる。

付記：ヒアリングの分野

- ①「治水」
- ②「利水」
- ③「塩害」
- ④「環境」：「水質」、「底質・底性生物」、「生物」、「生態系」
- ⑤「費用負担／費用対効果」
- ⑥「その他」